

債権管理条例骨子案について

1. 債権の種類

県では、地方税のほか、高等学校授業料、生活保護法に基づく返還金、奨学資金や事業資金等の貸付金など、様々な債権が存在している。

これらの債権をその特徴に着目して分類すると、「強制徴収公債権」、「非強制徴収公債権」および「私債権」の三種類に大別される。

債権の種類により、強制執行（財産の差し押え）における訴訟等の要否や時効期間経過後の法的効果などに違いがある。

債権の種類	主なもの	消滅時効期間	強制執行前の訴訟等の要否	時効期間経過後の法的効果※
強制徴収公債権	地方税、行政代執行費、放置違反金など	原則 5 年	×	消滅
非強制徴収公債権	行政財産目的外使用料、高校授業料など	5 年	○	消滅
私債権	貸付金（奨学金、事業資金）、県営住宅家賃など	5 年 (民法改正以前に発生した債権は10年)	○	消滅しない

※ 強制徴収公債権および非強制徴収公債権は消滅時効期間経過により債権が消滅するため、消滅時効期間経過後は返還金等を受領することができない。

私債権は、時効期間経過後も債務者から時効の援用（「時効期間が過ぎているので、請求には応じない」等の意思表示）がない限り債権は消滅しない。

2. 債権回収の現状・課題について

(1) 債権回収の取組状況

令和4年度以降、議会や監査委員の意見などを踏まえ、債権の一層の収納促進や収入未済額縮減に向け、県庁組織全体で取り組みを進めているところ。

ア 滋賀県債権回収対応マニュアルの作成等（R5.3策定）

債権の管理・回収に係るマニュアルを作成し配布するとともに、初任者向けに研修を実施

イ 債権回収専門員の配置（R5.4～）

債権金額が大きい教育総務課に回収専門員を配置し、滞納者と納付交渉を実施

ウ 未収金回収業務の外部委託（R5.8～）

弁護士法人に回収業務を委託し、県外在住者などこれまで十分に対応できていなかった債権への対応強化

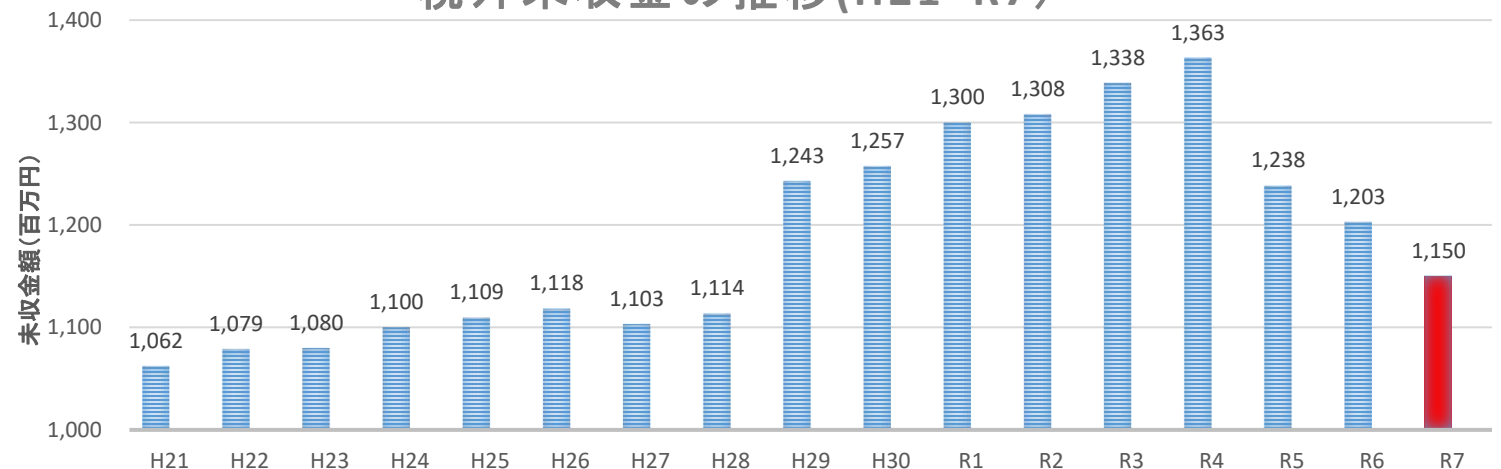
エ 訴訟および差押え

自主的に弁済しない債務者については、裁判所に支払督促の申し立てや、返還請求訴訟等の訴訟提起
債務名義取得後も弁済がない場合は、預金債権や給与債権等を差し押え、強制的に債権を回収の実施

(2) 未収金の推移

旧RD最終処分場の代執行費用を除く税外未収金残高は、これまで増加傾向であったが、各種取組の効果もあり、令和5年度決算では前年比で約125百万円減少したほか、令和6年度決算・令和7年度決算見込みにおいても引き続き減少するなど取組成果がでている。

税外未収金の推移(H21～R7)



旧RD最終処分場の代執行費用を除く税外未収金残高（単位：百万円）

(3)回収困難な債権

債権回収に成果が見られる一方、債務者の所在が不明など、回収困難な債権への対応も課題となっている。

ア 債務者の所在が不明

住民票が職権消除される等で債務者の現住所を特定することが困難な場合

イ 相続人の有無が不明

相続人の調査をすることができず、債務者の特定に課題がある場合

ウ 時効の援用がなければ債権が消滅しない

消滅時効期間が経過しても時効の援用を得られるまで債権が消滅しないため、債権を管理し続けなければならない。

【参考】

奨学金などの私債権は、「時効の援用」がなければ債権が消滅しない。

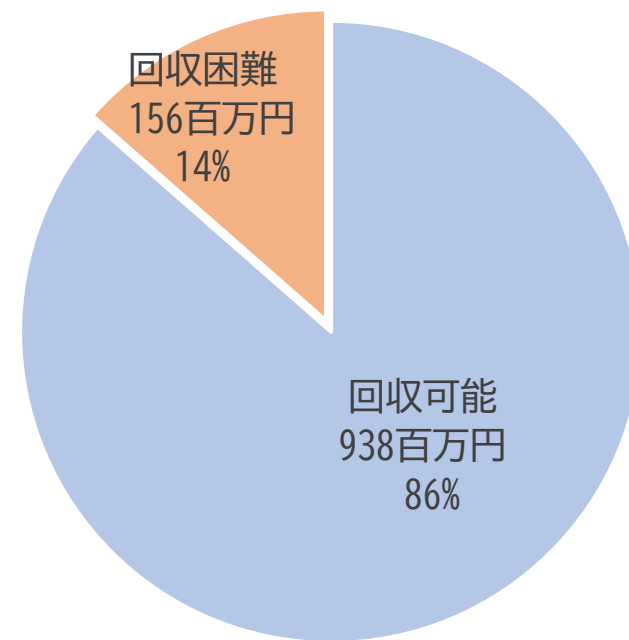
(4)債権の滞留状況

令和6年度決算時点での私債権・非強制徴収公債権の調定済み未収金残高は、約1,094百万円。

このうちの約156百万円が時効期間が経過している等により、回収が困難となっている。

また、令和6年度の財産に関する調書に記載されている未調定債権のうち、約362百万円は調定されないまま、時効期間が経過する等により、回収が困難となっている。

令和6年度決算時点
未収金残高（調定済み・私債権および非強制徴収公債権）



(5)債権の滞留状況詳細

債権が回収困難な理由は以下のとおり

(単位：百万円)

回収困難な理由	金額	回収困難に占める割合 (金額)
時効期間経過かつ社会通念上、時効の援用が考えられる※	379	73.2%
時効期間経過かつ生活困窮のおそれ	75	14.5%
時効期間経過かつ所在不明	45	8.7%
相続人がないまたは明らかでない	8	1.5%
債務者等の破産免責	6	1.2%
時効期間経過かつ強制執行の対象となる財産がない	4	0.8%
徴収停止措置から相当期間が経過	1	0.2%
法人の実体がないまたは不明	0	0.1%
合計	518	100%

債権回収特別対策室調べ

※ 債務を履行しようとする債務者の意思がうかがえず、債務者が消滅時効期間が経過している事実を知れば時効の援用を
ると考えられるもの

3. 他自治体の状況等

(1) 他自治体の状況（都道府県）

債権管理に関する条例は、16自治体で制定されており、条例でなく統一的な規定として定めている県は、17自治体となっている。

条例の内容は、強制執行など債権管理全般にわたる事項について、地方自治法施行令とほぼ同様の内容を条文で改めて規定している「包括型」と債権放棄に特化した「債権放棄型」に大別される。

放棄対象とする債権は、貸付金等の私債権のみに限定しているものから、行政財産目的外使用料等の非強制徴収公債権を含むものまで、自治体によって異なる。

(2) 条例の分類

条例内容	包括型	総則部分（他の条例との関係及び徴収に関する一般原則）を規定したのち、督促、強制執行、履行期限の繰上げ、徴収停止、履行延期の特約および債権放棄等、債権管理全般にわたる項目を規定している。
	債権放棄型	債権放棄に係る規定に特化した条例。
放棄対象債権	私債権型	放棄の対象を、貸付金等の私債権のみに限定している。
	非強制徴収債権型	放棄の対象を、税の滞納処分の例によって強制執行できない債権（私債権＋非強制徴収公債権（行政財産目的外使用料等））まで拡大している。

【参考】 債権放棄条例の都道府県分類

	放棄対象債権	
	私債権のみ （私債権型）	私債権および 非強制徴収公債権 （非強制徴収債権型）
条例内容	包括型	三重県 東京都 埼玉県 岡山県 佐賀県 山口県 北海道 神奈川県 高知県 千葉県 沖縄県
	債権 放棄型	兵庫県 岐阜県 京都府 大阪府

※このほか、鳥取県は放棄に関する事項ではなく、債権回収に関する目標設定や収集した情報の利用等について規定。

4. 債権管理の今後の方向性

(1) 現在の状況

回収困難な債権の請求権を放棄するためには、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき議会の議決※1が必要であるが、債務者の破産等による直近5年間の議決件数は10件※2となっている。

また、県として債権（権利）放棄に係る統一的な指針がないため、その判断は債権所管課で行っている。

※1 1件20万円以下の権利を放棄することは、知事の専決処分事項（昭和46年4月以降）

※2 看護師等養成所授業料資金貸付金や医師養成奨学金貸付金等の免除制度のため放棄の議決をしているものは631件。

(2) 今後の方向性

県民負担の公平性・公正性を確保する観点から、税外未収金縮減に向け、引き続き積極的かつ厳正な姿勢で対応していくことが原則

一方、人的資源に限られるなか、より効率的な債権回収を行うためには、回収見込みの高い債権へ労力をシフトし、回収が極めて困難と判断する債権については、一定の整理が必要

包括的な債権管理の枠組みや債権放棄等に係る統一的な指針を条例として整備し、債権管理に係る一連の過程を明確化することで回収困難な債権の長期滞留を防ぎ、適切かつ効率的な債権管理を実現する。

【参考】令和6年度包括外部監査の意見

県の債権は、県の重要な財産であり、県民および債務者の公平性を担保する観点から安易に債権放棄すべきではない。しかし、回収が極めて困難な債権の回収に労力をかけ、その結果、労力を重点的に振り分けていれば、回収できた可能性の高い債権が、労力を振り分けなかったことにより滞留していくことは経済合理性の観点から好ましい状況ではない。

これらを踏まえれば、県は回収が極めて困難と判断する債権の範囲について、一定の指針を策定し、それに基づいて債権放棄するよう規定を整備することが望まれる

5. 債権条例骨子案のポイントおよび今後の予定スケジュール

(1) 債権管理条例骨子案のポイント

条文	内容
責務 (4条)	条例の適用範囲は <u>知事、公営企業管理者、病院事業管理者および競走事業管理者</u> とし、それぞれ法令等に基づき、適切かつ効率的な債権管理を行うものとする。
適正管理 (5～11条)	債権管理に係る一連の過程を明確化するため、地方自治法施行令に規定されている債権管理に関する手続を本条例においても規定し、債権管理の適正化を図る。
債権放棄 (12条)	効果的・効率的な債権管理のため、回収が極めて困難な債権については、 <u>統一的な要件を規定</u> し、それに基づいて <u>債権を放棄</u> する。 消滅時効期間を経過した私債権は、法的措置による回収の実効性が期待できない等、放棄に係る規定は客観的に回収見込みのない債権であることから、 <u>金額の条件を定めず、本条例に基づき、放棄することとする。</u>
公表 (16条)	透明性確保の観点から、 <u>債権の管理状況の公表に関する規定を設ける。</u> 当該規定に関連する取組として、各債権所管課が税外未収金の <u>回収・整理に関する目標を設定し、進捗管理や好事例の情報共有</u> を行うことで、県庁全体で適切かつ効率的な債権管理を実施する。
生活困窮者への情報提供 (17条)	生活再建への一助となるよう、債務者が生活困窮者であると認められるときは、 <u>当該債務者に相談窓口に係る情報を提供する。</u>

(2) 今後の予定スケジュール

時期	内容
令和8年8月	7月定例会議常任委員会で骨子案を説明
令和8年11月または2月	11月または2月定例会議で条例案を提案
令和9年4月1日	条例施行

滋賀県債権管理条例骨子案

1. 現状の課題・対応

(1)現状の課題

これまで、債権の一層の収納促進や収入未済額縮減に向け、県庁組織全体で取組を進めてきたところであり、債権回収に成果が見られる一方、債務者の所在が不明など回収困難な債権への対応が課題となっている。

また、債権放棄等に係る統一的な指針がなく、債権放棄については、各債権所管課において個別に判断しており、回収困難な債権が長期にわたって滞留するなど、債権管理の効率性にも課題がある。

税外未収金縮減に向け、引き続き積極的かつ厳正な姿勢で対応していくことが原則であるが、人的資源に限られるなか、より効率的な債権回収を行うためには、回収見込みの高い債権へ労力をシフトし、回収が極めて困難と判断する債権については、一定の要件を定め、それに該当したものは債権放棄するよう取り組むことで、長期間に渡る債権管理を終了させることが必要である。

(2)課題への対応

条例により地方自治法等の規定を踏まえた包括的な枠組みを整備し、債権管理に係る一連の過程を明確化するとともに債権放棄等に係る統一的な指針を定めることで、回収困難な債権が長期にわたって滞留することを防ぎ、適切かつ効率的な債権管理の実現を図る。

また、要綱等の内規ではなく、条例により債権管理や放棄に係る規定を定めることにより、透明性および客観性を確保する。

2. 条例の対象債権

(1)債権の種類

県では、地方税のほか、高等学校授業料、生活保護法に基づく返還金、奨学資金や事業資金等の貸付金など、様々な債権が存在している。これらの債権をその特徴に着目して分類すると、「強制徴収公債権」、「非強制徴収公債権」および「私債権」の三種類に大別される。債権の種類により、強制執行(財産の差し押え)における訴訟等の要否や時効期間経過後の法的効果などに違いがある。

債権の種類	主なもの	消滅時効期間	強制執行前の訴訟等の要否	時効期間経過後の法的効果※
強制徴収公債権	地方税、行政代執行費、放置違反金など	原則 5 年	×	消滅
非強制徴収公債権	行政財産目的外使用料、高校授業料など	5 年	○	消滅
私債権	貸付金（奨学金、事業資金）、県営住宅家賃など	5 年 (民法改正以前に発生した債権は10年)	○	消滅しない

(2)対象とする債権

条例の放棄対象は、私債権および非強制徴収公債権(赤枠内)。

・地方税法のような個別の債権管理に係る手続規定がない。

・私債権は時効期間経過後も時効の援用※がないと債権が消滅せず、長期にわたり滞留しやすい。

・非強制徴収公債権は時効期間の経過により債権は消滅するものの、時効期間経過前に債権放棄が必要になる場合があり、放棄手続を統一する。

※ 時効の援用:「時効期間が経過しているため請求に応じない」という債務者の意思表示

3. 条例の骨子案(1):総則部分

目的(1条) 債権管理の一層の適正化

定義(2条) 条例の放棄対象債権は、私債権および非強制徴収公債権

法令との関係(3条) ほかの条例等に定めがある場合を除き、本条例による

責務(4条) 知事、公営企業管理者、病院事業管理者および競走事業管理者は法令等に基づき、債権の管理を適切かつ効率的に行う

6. 条例の骨子案(4):報告等

報告(13条) 放棄した状況ととりまとめ毎年度、議会に報告する

管理体制の整備(14 条) 債権を適切かつ効率的に管理するために必要な体制を整備する

管理の状況の把握(15 条) 債権の管理の状況を的確に把握する

公表(16 条) 県の債権の管理の状況を公表する

生活困窮者への情報提供(17 条) 生活困窮者に対し、相談窓口に係る情報提供を行う

委任(18 条) 施行に関し、必要なことは規則等で定める

4. 条例の骨子案(2):適正管理(地方自治法施行令 171 条～171 条の7に規定されている内容)

督促(5条) 納期限までに納付がないときは督促する

強制執行等(6条) 督促をした後も納付がないときは、法的措置等をとる

履行期限の繰上げ(7条) 履行期限を繰り上げるときは、債務者に通知する

債権の申出等(8条) 債務者が破産手続等を開始したときは、配当の要求等をする

徴収の停止(9条) 弁済が困難または不相当なときは取立て等をしないことができる

履行延期の特約(10条) 債務者が無資力等であるときは、納期限を延長できる

免除(11条) 履行延期の特約から状況が10 年間変わらず、弁済の見込みもないときは債権を免除することができる

5. 条例の骨子案(3):債権放棄(12条)

以下のいずれかに該当する場合は債権を放棄することができる

(1)私債権および非強制徴収公債権に共通して適用する規定

・債務者が破産し、当該債権について責任を免れたとき

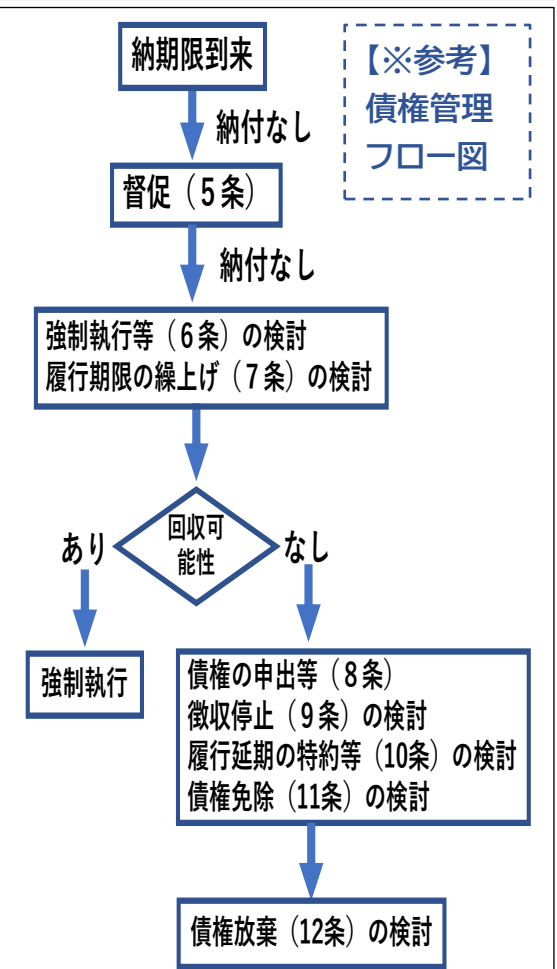
・債務者が死亡し、相続人がないとき(相続財産の価額が債権の価額を超えないとき)

・債務者である法人の実体が不明である状態が3年間継続したとき(法人財産の価額が債権の価額を超えないとき)

・徴収停止の措置が3年間継続したとき

(2)私債権のみに適用する規定

・消滅時効期間が経過したとき(債務者から弁済の意思表示がある場合を除く)



7.債権管理向上に向けた取組(骨子案第 16 条に関連した取組)

(1)債権管理計画の策定・公表

税外未収金の処理(回収・整理)の目標を債権ごとに定めた「債権管理計画」を策定し、年度終了後に達成状況を実績として公表する。

(2)未収金対策推進会議による進捗管理・情報共有

未収金対策推進会議において、各債権所管課が「債権管理計画」の実績および目標について報告することとし、進捗管理や好事例の共有を行う。